

スポーツ

教室

□運動器具を使った健康づくり
日時 1月21日～2月4日の月曜3
回、午後1時30分～3時
会場 前橋テルサ
対象 一般、先着15人
費用 施設使用料
申し込み 1月12日(土)午前10時から
同館 ☎231-3943へ

文化

前橋テルサ

☎231-3211

カルチャーサロン講座

前橋テルサカルチャーサロン	
講座名	期日
パソコン入門	1月11日～3月21日 の金曜10回
パソコンを安全に楽しむには	1月12日(土)
招き猫をつくろう	1月12日・19日(土)
好感を与える話し方(ボイストレーニング入門)	1月12日(土)
インターネットでグーグルを活用しよう	1月19日・26日(土)

※時間、対象、費用など、詳しくは前橋テルサへ問い合わせるか同館ホームページ(<http://www.maebashi-terrsa.or.jp>)をご覧ください。

講座名・期日 上表のとおり
申し込み 同館へ
□ロビーコンサート
日時 1月19日(土)午後0時30分～1
時
内容 ピアノデュオ

市立図書館

☎224-4311

□音楽と思い出の映画劇場
日時 1月16日(水)①午後1時②午後
2時
内容 ①は映画音楽鑑賞②は「ウエ
スト・サイド物語」(ロバート・ワイ
ズ、ジェローム・ロビンス監督)

子ども図書館

☎230-8833

□おはなしの会
日時 土曜、午後2時～2時40分
内容 絵本の読み聞かせ、紙芝居な
ど

海外友好都市の 児童絵画を一堂に

本市の友好都市であるイタリア・
オルビエト市、アメリカ・バミ
ングハム市、同・メナシヤ市の子
どもたちが描いた絵の展覧会を開催
します。本市から新田小児童の作品
も展示。異なる文化で育つ子どもた
ちの感性の違いをご覧ください。
日時 1月21日(月)～25日(金)の執務時
間内

商工業

計量ポスターなど ロビーに展示

小中学生を対象に行った計量普及
ポスターコンクールの入賞作品展を
開きます。計量川柳コンクールの入
賞作品も併せて展示。ぜひ、ご覧く
ださい。

前橋けいりん
開催日

1/5～8(場外)
1/14～17(場外)
1/19～21

選挙

立候補予定者に 市長選挙の説明会

2月17日(日)に行われる前橋市長選
挙の説明会を開催します。
日時 1月24日(木)午前10時
会場 市役所11階南会議室
対象 市長選挙立候補予定者など
申し込み 当日会場へ直接
○：問い合わせは選挙管理委員会事
務局 ☎890-6742へ。

市選管委員など 決まりました

市選挙管理委員、同補充員が次の
とおり決まりました。任期は12月16
日から4年間です。

敬省略

- 委員長 三橋彰(広瀬町三丁目)
- 同職務代理 高橋清(稲荷新田町)
- 委員 栗原千代子(本町一丁目)、栗
木信昌(千代田町二丁目)
- 補充員 長谷川喬子(天川大島町三
丁目)、池田昭男(平和町二丁目)、平
方宏(住吉町二丁目)、望月和子(朝

高崎 だより

新春の風物詩 少林山だるま市

新年の風物詩「少林山七草大祭
だるま市」を開催します。会場と
なる少林山達磨寺は、だるまを売
る露店などがずらりと並ぶほか、
無病息災や商売繁盛を祈願したり、
だるまを供養したりする人たちが
大にぎわい。なお、会場周辺は交
通規制を行うため大変込み合いま
す。来場には公共交通機関をご利
用ください。
期日 1月6日(日)・7日(月)

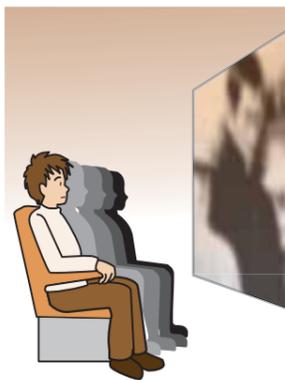


大小さまざまなだるまが並ぶ

会場 市役所1階市民ロビー
○：問い合わせは文化国際課 ☎89
0-6516へ。

心に残る名作を プラザで上映

□名作映画劇場
日時 ①1月8日(火)午後1時30分②
1月19日(土)午前10時
会場 総合教育プラザ
内容 ①は「八甲田山」(高倉健主演)



②は「間諜最後の日」(アルフレド・
ヒチコック監督)
○：問い合わせは視聴覚ライブラリ
☎230-9094へ。

広報紙の編集 参加しませんか

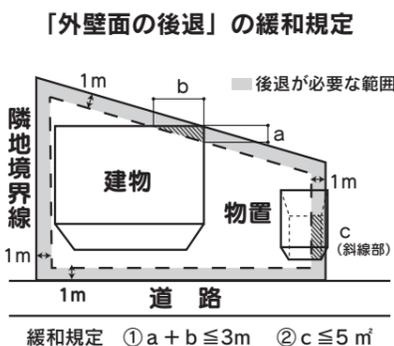
開かれた市政と市民参加のまち
づくりを進めるため、本紙15日号
に市民編集のページを設けていま
す。この企画・取材・執筆などを
行う市民編集委員を次のとおり募
集。あなたも広報紙づくりに参加
してみませんか。なお、報酬はあ
りません。
対象 市内在住の18歳以上でパソ
ン入力ができる人、6人(選考)

任期 4月1日(火)～平成22年3月
31日(水)
主な仕事 市民編集のページの企
画・取材・原稿執筆・紙面割付
けなど
申し込み 2月5日(火)までに郵送
で、「日ごろ市政について思ってい
ること」を400字程度の文章に
まとめ、住所・氏名・年齢・性別・
職業(学校名)・電話番号を明記し、
市役所市政発信課(☎890-6
642)へ

都市計画

境界から外壁まで 1.5倍以上離して

大胡地区を除く第一種低層住居専
用地域内と、地区計画で外壁面の後
退が定められている区域では、建物
の外壁を隣地境界線や道路境界線か
ら1.5倍以上離さなくてはなりません。
建築確認申請が必要でない10平方
以内の増築工事も対象です。ただし、
次の部分は緩和されます。(詳しくは
下図のとおり)



○：問い合わせは建築指導課 ☎89
0-6753へ。